

神戸市告示第 405 号

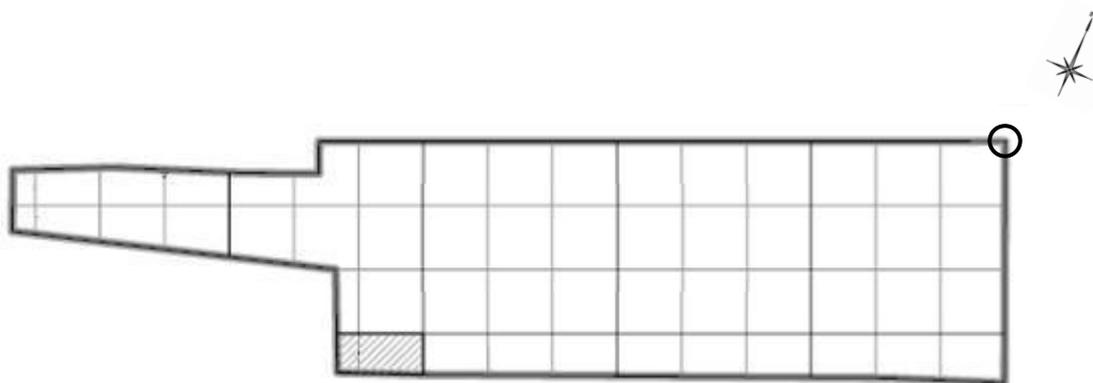
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時
要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成 24 年 9 月 14 日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域（別図のとおり）
灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 2 の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



- 起点
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
の指定を解除する区域

<起点>
起点は灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 3 の
金属標 KF13 とする。

<格子の回転角度>
66° 47' 8"
起点を通り、東西方向及び南北方向
に引いた線並びにこれらと平行して
10m 間隔で引いた線により形成さ
れる格子を、起点を支点として座標
北から時計回りに回転させた角度を
示す。